

対面端末設定サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である「対面連携サービス」に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 対面端末設定サービス 甲の対面店舗におけるカード決済端末において登録されたカード番号等及び会員番号を本サービスに移行させ、本サービスでも利用できるようにするサービスであって、本規約が定めるもの。
- (2) 会員番号 甲が任意で登録するカード会員管理用の番号をいう。

(対面端末設定サービスに関する本サービスの内容)

第3条 対面端末設定サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 甲の対面店舗において設置されているカード決済端末を通して登録されたカード番号等及び会員番号を抽出し、本サービスへと移行すること
- (2) (1) で抽出したカード番号等及び会員番号を、PG 所定のデータ形式に変換すること
- (3) 前記 (1) 及び (2) に付随するサービス

(対面端末設定サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が対面端末設定サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、対面端末設定サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び対面端末設定サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、対面端末設定サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、対面端末設定サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(対面端末設定サービスに関する本サービスの対価)

第5条 甲は、対面端末設定サービスの利用の対価として本申込書等の初期導入費用及びこれに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払い方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 利用規約に定めるもののほか、甲は、対面端末設定サービスを利用するために以下の事項を遵守するものとする。

- (1) PG との間で本サービスのうちカード決済に関する契約を締結すること。
- (2) カード決済端末の端末識別番号又は対面決済用 ID を設定し、又は端末会社をして設定させること。
- (3) カード番号等及び会員番号の抽出につき、甲の顧客より承諾をあらかじめ得ておくこと。
- (4) 取扱商材を甲の対面店舗と同一とすること。
- (5) その他 PG による対面端末設定サービスの円滑かつ適切な遂行のために PG が必要な協力を行うこと。

(損害賠償に関する特則)

第7条 対面端末設定サービスに関連する PG の損害賠償責任は、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、対面端末設定サービス提供によって PG が受領した又は受領することとなる初期導入費用までを上限とし、甲に発生した逸失利益、間接損害、特別損害及び結果的損害について責任を負わない。

以上